本組合ノ委員從事部ノ定員ハ附掲ノ大会決定ノ如ク
部會トス

争議部 二四
組織部 四
政治部 四
財務部 四
教育部 四
調査統計部 四
共済部 四
農民部 四

右同議ナシ

緊急動議

協議結果部會開催回数ヲ三倍セラル（柳本君提出）

可決

本組合争議部員ハ各支部ニ就テ選出スベキ件 [illegible]
動議トシテ提出シ之ニ対シ
[illegible] 異議アリ之ヲ決定スルコトトシテ 可決

七、本組合組織部ト青年同盟ノ
組織部提携ノ件（組合組織部提出）
執行委員会ニ一任スルコトトシテ 可決

八、争議基本金積立ノ件
（組合組織部提出）

右協議ノ結果
(イ) 一ヶ年同組ノ負担
(ロ) 右ノ積立金ハ十月ヨリ毎月三十円以内ニ組込ム
(ハ) 但シ争議ノ際ハ一人四十銭以下ヲ
トシ 可決